

【育児休業を短縮される予定の方のみ】

就労証明書中15欄入園内定時育休短縮可否が「可」または「可(予定)」となっていること

復職に関する申立書

(宛先)西脇市長

利用希望施設名

住

所

申込児童氏名

私は現在、令和 年 月 日まで育児休業を取得しており「保育を必要とする事由」の要件を具備していませんが、教育・保育施設の利用が決定した場合には速やかに育児休業の短縮を申請し、下表の日程で職場復帰することを申し立てます。

※全ての項目を記入・確認のうえ、下部署名欄へのご署名をお願いします。

<input type="checkbox"/>	職場復帰の予定日を記入してください。 職場復帰予定日 令和 年 月 日
<input type="checkbox"/>	保育の必要性の認定を受け、入園(利用開始)した場合には、入園(利用開始)後、慣らし保育終了後に、就労証明書に記載された就労先・条件で復職します。
<input type="checkbox"/>	利用決定月の翌月末までに就労証明書に記載された就労先(※)・条件で復職します。
<input type="checkbox"/>	利用開始後、翌月20日までに短縮後の育児休業期間及び復職年月日がわかる就労証明書を提出することを確約いたします。
<input type="checkbox"/>	就労証明書に記載された就労先(※)・条件で復職できない場合、又は就労証明書を期限内に提出できない場合は、保育の必要性の認定の取消し及び、入園(利用開始)内定・決定の取消し又は退所となることに異議はありません。

※ 派遣の場合は、「育児休業取得前と同じ会社」とは「派遣元」になります。「派遣元」は変わらず育児休業に入る前と同等以上の就労日数・就労時間数であれば、「派遣先」が変わっても問題ありません。ただし、「派遣元」が変更した場合は、転職とみなし、育児休業からの復帰扱いにはなりません。

※ 保育所等の入園が内定し、復職せずに退職した場合、「求職活動」要件に変更して、保育所等に入園することはできません。

上記のとおり、相違ありません。

令和 年 月 日

保護者署名

(復職予定者)

※「就労証明書(復職証明)」の提出期限内に、書類が提出されない場合及び就労が開始されない場合については、本署名をもって入園月翌月末で退所・退園届と致しますので、あらかじめご了承ください。